

# 平成 21 年度第6回後見的支援推進プロジェクト (障害者施策検討部会専門委員会)次第

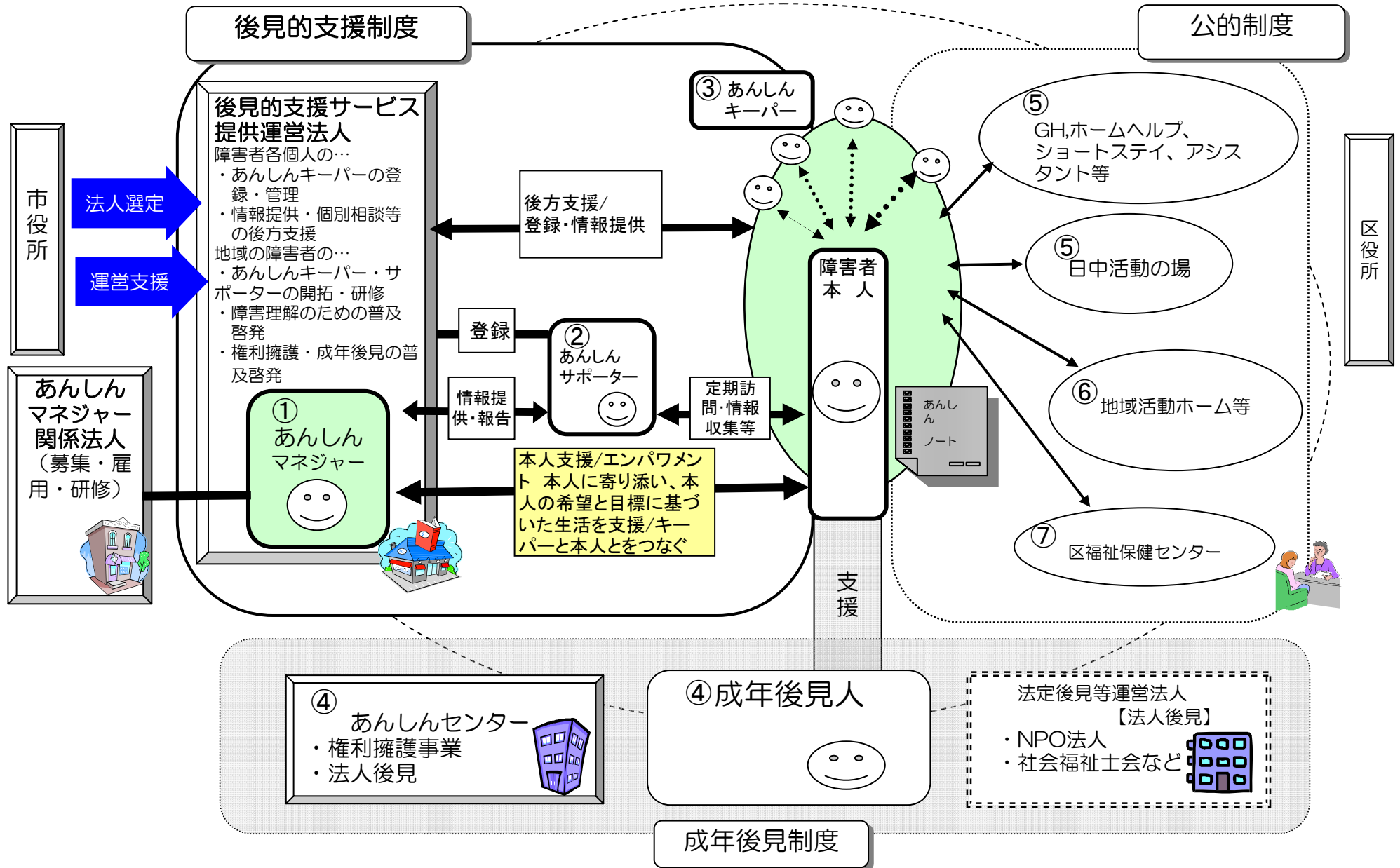
平成 21 年 10 月 16 日 (金) 午後 2 時～  
松村ビル別館 (602 会議室)

- 1 後見的支援の仕組み (案) について  
～具体的事例を基にした検討～

- 2 その他

次回開催日 12 月 18 日 (金) 午後 2 時～4 時  
開催場所 未定

「地域であんしんして暮らすために、成人期の「本人」を支える仕組みを考える」



後見的支援のそれぞれの名称と役割

名称（仮）	いつ	何を	どこで	誰	
①あんしん マネジャー	例えば年1回の会議 (連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のニーズに合わせて定期訪問(例えば3か月に1回等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況・社会資源把握</li> <li>必要に応じて公的機関や相談機関に支援要請(本人側に立ち発言・時に代弁する)</li> <li>権利擁護</li> <li>本人の「希望と目標に基づいた生活」を支援</li> <li>将来に対する漠然とした不安への相談にのる</li> </ul>	本人の住まいや日中活動、GH等に向いて	新規募集(福祉専門職等) 目安:現場・相談経験5年以上
②あんしん サポーター		定期訪問(例えば月1回等)	本人の状況を本人やあんしんキーパー等から確認し、報告書を作成する。	本人の住まいや日中活動、GH等に向いて	新規募集(地域の元気な団塊の世代(プラチナ世代)等)
③あんしん キーパー		通常の日常生活の中で	本人の変化に気づき、変わったことがあったら①等に報告(できることをできる範囲で手伝う隣近所の精神)	本人の住む地域で通常の日常生活の中で各サービス提供場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣住民等の地域の人</li> <li>日中活動先の職員やホームヘルパー等の身近な相談者</li> </ul>
④成年後見人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約行為をする時等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理、身上監護</li> <li>権利擁護</li> </ul>	単独	後見人(弁護士・社会福祉士等)	
⑤通所先・GH、ホームヘルプ、ショートステイ、アシスタント等公的 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の日中活動で</li> <li>本人の日常生活で</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況把握・生活支援</li> <li>本人を制度で支える</li> </ul>	各サービス提供場所	サービス提供事業者	
⑥障害者地域活動ホーム など相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人達に相談事がある時</li> <li>サービス調整が必要なとき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援</li> <li>チーム支援調整</li> <li>本人をとりまく社会資源の調整</li> </ul>	相談支援機関	相談支援員・福祉専門職	
⑦区役所	サービス利用が必要な時	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の状況把握</li> <li>緊急時対応・調整</li> <li>困難ケース対応</li> <li>サービス利用調整・決定等</li> </ul>	区役所等で	区役所職員	
地域での見守り (キーパー予備軍)	通常の日常生活の中で	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で本人を受入れる</li> </ul>	本人の住む地域で通常の日常生活の中で	近隣住民	

## 成年後見人等の職務について (横浜生活あんしんセンターの場合)

後見人等は被後見人等の財産管理と身上配慮を行うために必要な法律行為とそれに付随する事実行為を行います。

保佐人、補助人の場合には、家庭裁判所より与えられた代理権等の範囲内の職務を行います。

### 〔後見人等として行う事務〕

#### ①財産管理

後見人等の職務である「財産管理」とは本人の財産を適正に管理することであり、具体的には、次に挙げる法律行為を指します。

- ア) 財産保全に必要な法律行為
- イ) 日常的な金銭管理出納等の法律行為
- ウ) 同意権、取消権の行使

#### ②身上監護

後見人等の職務である「身上監護」とは、本人の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行うことをいいます。

具体的には、次に挙げる行為に対する契約の締結、費用支払い、処遇監視、異議申立等の法律行為とそれに付随する事実行為が該当します。

- ア) 医療の受診、治療、入退院等
- イ) 本人の住居の確保
- ウ) 老人ホーム等の入退所
- エ) 介護依頼行為、生活維持関連事項（福祉サービス利用等）
- オ) 教育、リハビリ
- カ) 訴訟行為（横浜生活あんしんセンターの対応：必要に応じて弁護士へ依頼）
- キ) 一般的な見守り活動（横浜生活あんしんセンターの対応：定期訪問、電話連絡等）

## 〔後見人等として行えないまたは行わない事務〕

### ①財産管理

- ア) 利殖等を目的とした資産運用
- イ) 財産の贈与
- ウ) 親族や第三者が支払うべき費用の立替えまたは支払いといった被後見人等本人の利益にならない費用の支払い
- エ) 被後見人等本人の利益にならない債務保証、財産放棄
- オ) 日用品の買い物といった日常生活に関する行為に対する同意権、取消権行使

### ②身上監護

#### ア) 保証人

保証人は本人に債務が負担できない場合に代わって支払ったり、身柄を引き取ったりという責務を負い、第三者性が求められるが、後見人等は本人に代わって（本人の財産を使いながら）法律行為をすることが職務であり、本人と一体であるため、第三者的立場には立てない。

#### イ) 介護や通院の同行などの事実行為

#### ウ) 手術等の医療同意

後見人等には手術に対する同意権はないため、後見人等の立場を説明し、医師の判断で必要と思われる処置をしてもらうよう依頼する。

#### エ) 強制的医療の受診、治療、入院等

後見人等は治療の同意や拒否に関する権限を与えられておらず、関係者の協力を得て、可能な限り本人の理解を得る努力をする必要がある。

#### オ) 教育・リハビリ等の強制

#### カ) 葬儀、埋葬等死亡時の事務

後見人等の権限は本人の死亡とともに消滅する。したがって、勝手に財産の処分や遺体の処理等を行うことはできない。

#### キ) 夜間、休日等における緊急時の対応または緊急時の親族等への連絡調整